

経済産業省政策評価懇談会（第27回） 議事録

日時：平成29年3月13日（月）

場所：経済産業省本館1階 西共用会議室

○矢作課長 政評課長の矢作でございます。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。平石委員は交通のトラブルで冒頭遅れるという御連絡をいただいておりますので、定刻どおり始めたいと思います。

これから第27回政策評価懇談会の開催の段取りに入って参りたいと思います。今回から新たな委員をお迎えいたしまして、新体制での開催となりますけれども、よろしく願いいたします。

まず、会議の開催に先立ちまして、本日の配付資料、会議の運びの確認をさせていただければと思います。本日はペーパーレスで開催いたしたいと思います。資料等については、お手元の iPad で御覧いただければと思います。iPad の操作方法等、御不明な点がございましたら、事務方まで御連絡いただければと思います。時々ソフトが落ちることもございますので、遠慮なくお声をかけていただきいただければと思います。

それでは次に、資料の確認をさせていただきたいと思います。iPad をあけていただきますと、資料の一覧があらわれるかと思います。上から順次、00と書いてあるのが議事次第です。資料1、懇談会委員名簿。資料2、平成29年度に特許庁が達成すべき目標（案）について。資料3、平成29年度実施庁目標（案）整理表。それから、資料4、平成29年度実施庁目標の策定について。資料5、政策評価基本計画（平成29年度～31年度）について。資料6、経済産業省政策評価基本計画（平成29年度～31年度）。資料7、これはファイルが7-1と7-2に分かれておりますけれども、目標管理型の政策評価の改善方策。09のところの本日の説明用に用意いたしました委員の皆様限りの資料ということで、エビデンスに基づく政策立案というものが格納されているかと存じます。

その下に、参考資料の1から3、実施要領、訓令、中央省庁等改革基本法、それから座席表があるかと思います。

また、このほか、委員のお机の上だけに、当面のスケジュール（予定）という紙媒体を配付させていただきました。委員の皆様限りということにしたいと思っております。後ほど御説明の際、御参照いただければと思います。

それから、本日の会議の運びでございます。所要時間は1時間程度、15時ごろまでの開催を予定しております。議事といたしましては、議事次第のところに入っておりますとおり、1. 平成29年度に特許庁が達成すべき目標（案）について。2. その他といたしまして、政策評価基本計画。目標管理型の政策評価の改善方策について。EBPM等々について、御議論いただければと考えております。

それでは、早速でございますけれども、山谷座長、この後の進行につきまして、よろしく
お願いいたします。

○山谷座長　　山谷でございます。よろしくお願いいたします。

懇談会に先立ちまして、この度、新たに当懇談会委員に御就任いただきました藤田委員よ
り一言御挨拶をお願い申し上げます。

○藤田委員　　学習院大学の藤田でございます。専門が行政学で、公務員制度の研究などを
しておりますが、大学では政策評価という演習型の授業を半年で担当しております。学生と
一緒に勉強しているところでございます。委員の先生方や事務局の皆様にはいろいろ御教示
いただくことが多いかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○山谷座長　　それでは、ただいまより第27回経済産業省政策評価懇談会を開催いたします。

本日の懇談会で使用します資料及び議事録の扱いについては、座長に御一任いただきたい
と思います。

では、議事に入ります。議題の1でございます。平成29年度に特許庁が達成すべき目標
(案)についてでございます。まずは、特許庁総務部総務課の木村課長より御説明をお願い
いたします。

○説明者（木村課長）　　特許庁で総務課長を仰せつかっております木村聡でございます。
今日は、実施庁目標について御審議をいただくということで、御指導のほど何とぞよろしく
お願い申し上げたいと存じます。

i P a dに格納しております資料で申しますと、私どもの関係の資料は02から04番までで
ございます。02は、実施庁目標そのものでございますが、ページ数が多いでございますので、
ポイントを絞りました04のパワーポイントの資料に基づきまして、御説明をさせていただき
たいと存じます。

資料1 ページをまず御覧いただければと存じます。先生方、ご案内のとおりでございます
が、私どもは、現在4省5実施庁という体制になってございます、そのうちの1つといたし
まして、中央省庁等改革基本法の規定に基づきまして、毎年度実施庁目標を定めさせていた
だくということになってございます。

その具体的な段取りでございますが、そのページの2ページでございます。経済産業大臣が
前年度の3月末までに目標を設定されまして、その目標に対する実績を評価し、翌年度の9
月末までに公表するということになってございます、したがって、本日、来年度すなわ
ち平成29年度の実施庁目標のあり方について御審議をいただくという運びになったところで

ございます。

この後、本日いただきました御意見等も踏まえまして、年度末までに内容を確定させていただき、公表させていただくというスケジュールを想定させていただいております。

次に、2ページをお開きいただければと存じます。29年度に向けた見直しの3つのポイントでございます。まず、その1でございます。審査・審判という私どもの最もコアとなる業務につきましては、まず1つ目といたしまして、ユーザー目線で重要となります定量目標を思い切って拡充させていただいているところでございます。ユーザーからこれまでさまざまな形で問合せがありました手続を中心といたしまして、処理の目安となる目標を拡充させていただき、31項目ということで設定させていただいたところでございます。

次に、その2. でございます。従来は審査のスピードというものにフォーカスしておったわけですが、今後はスピードと同時に質の向上も目指したいということで、新たにユーザーとのコミュニケーションにかかわる評価、あるいは出張・テレビ面接審査等に係る目標を追加させていただきたい、このように考えてございます。従前は全て定性目標であった6つの項目について目標を掲げさせていただきたい、このように考えてございます。

さらに、審査・審判の周辺領域に属する部分でございます。私ども中小企業の支援でありますとか、グローバル化への対応ということで、さまざまな取組みをやらせていただいているところでございますけれども、来年度につきましては、それらにつきましても、従前定性的な目標だけであったところ、7項目を追加させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページを御覧いただければと存じます。これは、私ども、特許、実用新案、意匠、商標という4つの産業財産権についての審査・審判の事務をやらせていただいているところでございますが、代表例として、特許の審査から審判にかけての業務フローが書いてございます。その中で青い丸で囲んだところが従前、定量的な目標を定めさせていただいているところでございます。赤で囲んであるところが、先ほど申しましたポイントに沿った形になってございますけれども、今回新たに定量的な目標を設定させていただきたい、このように考えているところでございます。

続きまして、4ページをお開きいただければと存じます。29年度の目標の柱立てでございます。審査のスピード・予見可能性、質、次に審判のスピード・予見可能性、3つ目といたしまして、出願・登録等の手続の利便性、4つ目に、中小企業支援・グローバル化への対応、このような柱立てでございます。

以下、順次主要な目標について、御説明をさせていただきたいと存じます。5ページをお開きいただければと存じます。まず、この表の見方でございますが、黄色の網をかけてあるところが29年度の目標でございます。その横に28年度の目標と27年度の実績を記載させていただいております。29年度の目標、黄色の網をかけたところでございますが、そのうち赤の線で囲んだ部分が、今回新規に数値目標、定量的な目標という形で設定させていただくところでございます。

まず、特許の例で御説明をさせていただきたいと存じますが、一次審査通知までの期間につきましては、27年度の実績が9.7月、28年度の目標が11月ということになっております。これにつきまして、おおむね9か月から11月の間で審査をやらせていただきたいというのが今回の考え方でございます。他方、早期審査と申しまして、実際に出願人等の方が早い処理を望まれる案件がございますので、こちらにつきましては、3月以下でこれを実現したいということを考えてございまして、そこは2段という形でお示しさせていただいているところでございます。さらに、一次審査通知を経ますと、その後、出願人等とのコミュニケーションを行い、最終的に権利という形で結論を出すわけでございますが、権利化までの期間につきましては、27年度実績15月、28年度目標16月のところ、こちらにつきましては、14月から16月の間でおおよその案件を処理したい、このように考えてございます。

以下、意匠、商標についても同様に目標を設定させていただきたいと思っておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、6ページをお開きいただければと存じます。審査の質についてでございます。これは全ての項目、初めて定量的な目標を掲げさせていただいているところでございます。この審査の質のあり方につきましては、主要国の知財庁とも、さまざまな形で議論を重ねてきているわけでございますが、単一の指標でこれを推しはかるのはなかなか難しいということで、国際的な合意はこの分野ございません。そういった中で、各国の知財庁がそれぞれ試行錯誤を行っているところでございますが、私どもといたしましては、できるだけ出願人等とのコミュニケーションを丁寧にやっていくということが審査の質をはかる1つの指標になり得るのではないかといたしたもと、新しくコミュニケーションに関するユーザーの評価というのと、地方への出張面接審査あるいはテレビ面接審査の件数というものを新たに掲げさせていただきたいということで、そこに取りまとめているところでございます。

ちなみに、コミュニケーションに関するユーザーの評価につきましては、脚注のところに書いてございますが、主たる出願人の方にアンケートに対する回答をお願いいたします。そ

ここに5段階に分けて示してございますが、そのうちの上位2段階を集計する形でその割合を50%以上にしたいというのが私どもの目標でございます。

続きまして、7ページ、審判のスピード・予見可能性でございます。こちらにつきましては、従前、拒絶査定不服審判のところだけ、スピードについての目標を掲げさせていただいているところでございますが、今回新たに、異議申立て、あるいは無効審判につきましても、拒絶査定不服審判と同様にスピードの目標を掲げさせていただきたい、このように考えているところでございます。

続いて8ページを御覧いただければと存じます。出願・登録等の手続の利便性というところでございます。今申し上げました審査・審判というのは私ども特許庁の最もコアになる業務でございますが、出願の受け付け、あるいは権利化されたものの登録等々の周辺の業務もでございます。そういったものについての利便性をしっかりと確保していこうということで、ここに書かれているような目標設定をさせていただきたいということでございます。

まず、電子出願システム、今9割以上の出願をオンラインで受け付けておるわけでございます。バックアップセンターを整備させていただきましたので、大規模災害等の場合も含めまして、24時間、365日受け付けるという目標、あるいは方式審査と私ども申しておりますが、これは、料金がきちんと支払われているか、記載事項に漏れはないかといった比較的形式的な審査でございますが、これにつきましては、いずれも即日対応させていただくことにする。権利の登録につきまして、従前は、移転登録について目標を掲げさせていただいておりますが、当初の設定登録についても、同様の目標を掲げさせていただき、あるいは公報につきましては、特許のみ従前、3ないし4週間という形でやらせていただいておりますけれども、同様の目標を意匠・商標についても設定をさせていただきたい、このように考えているところでございます。

次に、9ページを御覧いただければと存じます。中小企業支援・グローバル化への対応のところでございます。ここも全て新しく数値目標を掲げさせていただいた分野でございます。具体的には、新規に特許等の出願を行う中小企業の数、あるいは私どもが全国47都道府県に設置しております知財総合支援窓口を通じて、弁理士等による高度な支援サービスを提供させていただき件数、あるいは中小企業庁さんが設置をされておりますよろず支援拠点との連携した支援の件数、あるいは、これは金融庁さんとも連携してやらせていただいておりますが、知財に着目した融資等を行う金融機関の数、こういったものを掲げさせていただく。

グローバル化への対応といたしましては、特許審査ハイウェイと申しまして、他国で出願

された案件について、同時に日本でも出願がなされる場合に、最初に出願がなされた国の審査の結果を適切に活用することによりまして、一般の案件よりも早く審査を進めるという制度をやらせていただいているわけですが、この対象案件につきましては、3か月以内でこれを処理するという目標を掲げさせていただきたいと思っております。

我が国の経済界からの御要望を踏まえまして、アジア等の新興国においても、我が国とできるだけ同じ水準の知財制度あるいは運用を確保するために、それらの国を支援してほしいという御要望がございます。こういったものに対する協力は、私どもの職員を現地に派遣する、あるいは途上国のほうから関係者の方を研修生という形で受け入れて、いろいろ勉強していただくということをやらせていただいているわけですが、これについても、来年度については340名以上の受入れを行うという目標を掲げさせていただきたいと思っております。

最後に1点だけ言及させていただければと存じます。資料の02の最終ページを御覧いただければと存じます。6ページでございますが、そちらに（参考）という形で人工知能技術の活用というパートを設けさせていただいております。これは、今、IoTが普及する中で、AI技術を行政においても活用していこうという動きがあるわけですが、私ども特許庁におきましても、将来的にこのAI技術をしっかりと活用し、今申し上げました審判・審査の業務を始め、さまざまな業務の高度化、効率化につなげていきたいと考えております。現在は実証をやらせていただいている段階でございますので、先ほど御説明した数字には反映されておらないのですけれども、そういったものがきちんと機能するかどうか、来年度におきましても引き続き実証という形でやらせていただき、そういったものの結果も踏まえたアクションプランを策定、公表させていただきたいと思っておりますので、その点についても付言をさせていただき、私の説明を終えさせていただきたいと存じます。御指導、よろしくお願いいたします。

○山谷座長　今いただいた御説明に対して、コメント、御意見その他ございますでしょうか。

よろしければ私のほうから1点だけ。新興国へのキャパシティービルディング、340人という御説明をいただきましたが、これはやはり、日本のルールに途上国の方々のルールをすり合わせていくという発想なんでしょうか。

○説明者　そこはケースまちまちでございまして、日本の制度あるいは審査の運用の実務をできるだけそれぞれの国に導入をしたいので、そういったことについて教えてほしいとい

うニーズがありますれば、そのニーズに的確に対応した形で研修をさせていただくというケースもございます。ただ、私どもの制度をそのままそれらの国に、言葉遣いとして適切かどうか分かりませんが、押し付けるということをやりますと、これはこれで問題を惹起するおそれがありますので、そこまではやっておりません。

いずれにしても、それぞれの国のニーズに応じまして、きめ細かい研修プログラムをやらせていただいているということでございます。

○山谷座長 340人というと相当な規模になりますよね。

○説明者 これは、平成の1桁台からやっておりまして、これまで数千人規模でやらせていただいております。

○石田委員 2つ確認でございます。F A、すなわちスピードに加えて質、品質を非常に考慮した施策に敬意を表したいと思いますが、品質というのは、ユーザー目線も含めて大変ファジーといたしますか、難しい評価になると思います。例えば、ちょっと難しいことを申し申しわけないですが、104条の3のように、無効の抗弁、すなわち一旦権利が与えられて、権利行使をしようとしたら、無効の抗弁で権利行使ができないということについて、品質基準すなわちそのような数字的な押さえを品質アイテムというんですか、品質評価の基準にされるということまでいくんでしょうか。というのは、私も経験あるわけですが、104条の3を行使されて、権利行使ができないということについて、出願人企業としては大変な制度的な不信あるいはショックを受けるわけです。それがまさに知財、特に特許の質の典型的な問題かなと思いますが、それらをどういうふうに評価するかということまでいくんでしょうか。

○説明者 まず、その点について御回答申し上げたいと存じます。

先生の御指摘は、いわゆる権利の安定性を何らかの形で数値化し、目標として掲げることの是非ということについての御指摘かと存じます。そういったことも、私ども内部的にはいろいろ議論してございますが、これは事例として適切ではないかもしれませんが、わかりやすく御説明をさせていただきたいと思っております。

例えば、特許として権利を設定する範囲を絞り込むということが仮にできますれば、今おっしゃられたような無効の抗弁をされるリスクは、相対的には下がるわけでありましたが、出願人の方にとってそういった権利の設定の仕方が本当によいのかどうかということについて、さまざまな議論があるということは先生も御案内のとおりでございます。したがって、そういった権利の安定性を数値化して目標に掲げているような国は、私自身は承知しており

ません。非常に難しい問題でございますけれども、そういった現状も踏まえて、まずできるだけユーザーの方と丁寧に対応させていただこうというところから始めさせていただいたというのが今回の質の目標についての考え方でございます。

○石田委員　　ただいまの御説明をよく承知した上での確認的な質問です。

あと1点、キーワードとして、予見可能性という言葉が再三出てくるわけです。予見を可能化する目線はユーザー目線なのか、特許庁目線なのか、これは確認なんですけども。

○説明者　　御指摘は2点あるかと私は思っております。まず、ユーザー目線で見た予見可能性ということでございますが、従来は、例えばF Aについて11月以下というふうに目標として掲げさせていただきました。これは全体の平均が11月以下ということでございますので、極端な話、4、5か月で結果が出るものもあれば、15か月あるいは20か月かかる案件もあり、そういった意味では、裾野の広い分布の平均であっても、そういう目標は達成できたわけでございます。果たしてそれが本当にいいのかどうかと考えましたときに、今回、幅でお示ししておりますが、できるだけ多くの案件をその幅におさめることによって、ユーザーの方の予見可能性を高めていきたいということでございます。

ただ、いろんな出願がございますので、全ての案件をここにおさめるということは、現実的ではないと思っております。できるだけ多くの案件をこの幅の中におさめて、中心に寄った分布の形で平均のスピードを確保していきたいというのが私どもの考え方でございます。

次に、そのことがそのまま審査官等の業務にも当てはまるわけでございますが、従来は全体の平均として11月以下というのを実現するためには、極論すれば、年度末に比較的すぐ結論が出るものを集中的にやることによって、平均としての数字を実現するということができたわけでありましてけれども、今回はできるだけ多くの案件をこの幅に収めるということですから、そういった意味では、年度の当初から計画的に審査あるいは審判の実務の工程管理をやっていくということが必要になります。そういった意味では、審査官、審判官の規律づけという意味でも意味があることではないかなと思っております。

○石田委員　　ありがとうございました。よくわかりました。

○藤田委員　　初歩的な御質問で恐縮ですが、2点させていただきます。

まず1点目は、今の話と若干絡むかと思いますが、かつて審査や権利化までの期間が、こちらの資料でも、23年度で34月あったのが、27年度の実績で半分以下にされて、大変御努力されているかと思っております。これは件数が減ったという事情があるかもしれませんが、それ以外に、どのような対応をされて、半分以下にされたのか。そういったこれまでの御経験が、

今後、意匠とか商標とかで件数で増える見込があるということで、その際の目標の設定にもかかわってくるのかと思ひまして、その辺のところを御教示いただければと思ひます。それが第1点です。

第2点は本当に単純な質問です。地方への出張の面接審査などを拡充していくということで、出張にかかる経費負担はどのようにされているのかを教えていただければと思ひます。

○説明者　まず、1点目、どのような形でこれまで特許についての審査迅速化に取り組んできたのかというご質問かと存じます。

さまざまな取組みをやらせていただいておりますけれども、一番大きなものは、5年任期、2期まででトータル10年でございますが、約500名の任期付きの審査官を雇わせていただいております。そういう者に審査に当たらせているというのが大きな要因でございます。

それ以外にも、特許の審査の場合には、先行技術との照らし合わせという作業をやるわけでございますけれども、そのためのデータベースを徐々に拡充していくとか、単純な先行技術との重複関係の調査みたいなものにつきましては、民間のさまざまな機関の方にアウトソースさせていただき、そういった方々にもお手伝いをいただくとか、そういった工夫をする中で短縮化を図ってきたということでございます。

意匠・商標につきましては、特許と比較すると件数が少ないものですから、審査官の数も限られておまして、どこまで特許と同じようなことができるかというところではございますけれども、特許でやってきたそういったこれまでの先例みたいなものもきちんと勉強しながら、できることは意匠・商標の分野にも取り入れていくということで工夫をしていきたいと思っております。以上が1点目でございます。

次に、2点目の出張の経費でございますが、これは特許庁内の予算として必要な金額を確保いたします。ただ、もともと特許庁は特許特別会計というのをやらせていただいている関係で、歳入は全て、出願人の方からいただく出願料とか、審査請求料あるいは特許料等の手数料から成っておりますので、その中で回らせていただいているということでございます。個別に出張面接審査を受けていただくユーザーの方から別途いただくということは考えてございません。

以上でございます。

○平石委員　電車の事故で遅れまして申しわけありません。平石でございます。

業務フローの中で対面プロセスを重視されますよということですが、拒絶と特許アクセプトの比率ってどのくらいになっていますでしょうか。

○説明者 正確な数字は、私も失念しておりますけれども、大体特許になるものは7割くらいではないかと思います。ファーストアクションのときには、それよりも低い水準でございますので、まさにこの対面プロセスの中で、権利設定の範囲について、ユーザーの方のいろいろな相談に対応させていただき、最終的に今申し上げたような数字になっていると理解しております。

○平石委員 この辺、拒絶のものが余り多いと、非常に労が多いと思うので、KPIとして拒絶率みたいなものを挙げられればいいのかなど思ったものですから。でも、データをとっておられるなら。

○説明者 査定率あるいは拒絶率みたいなものを数字としては把握できておりますので、そういったものをお示しするという事は可能なんですけれども、先生も御案内のとおり、最終的には法令に照らした上で特許すべきものは特許する、そうじゃないものはそうじゃないということになりますので、それ自身を目標に掲げるのはいかがかという議論もございませぬものですから、そこはそういったものは、目標として採用させていただいておりませぬ。

○平石委員 わかりました。

あと、もう1点、特許の受け付けシステムの稼働率、これは費用をかければ稼働率は幾らでも上げられるんじゃないかなと思いますし、費用対効果も十分考慮されていると思ひますが。

○説明者 正確な数字は失念いたしましたけれども、トータルで見ると9割以上の出願はオンラインで受け付けているというのが実態でございまして、それは多くの企業の方に利便性が高く、そういったシステムによる出願に対応していただいているものと理解しております。

別途、全てオンラインにすればいいじゃないか、そのほうが、業務効率が上がるのではないかという御指摘もいただきますが、やはり、中にはそういったものをお使いにならないような中小企業の方であるとか個人の方であるとか、そういった方もおられます。私が承知している限り、紙での出願を受け付けてない知財庁というのはなかったと記憶しております。その部分は、コストだけを考えれば、やめるということも考えられるのかもしれませんが、そういった方にも門戸を開いていくのも重要な課題であるということですので、それはそれとして、全体として効率的なシステムの運営を続けていきたいと考えております。

○平石委員 システムって、事前にわかっていたらメンテナンスのために、盆、正月ぐらいはとまってもいいんじゃないかと思ひますが、その辺の費用対効果の評価はいかがですかね。

○説明者 先生方、御案内のように、特許の世界というのは先願主義でございますから、いつ出願したというその日を確定するということが極めて重要なポイントでございます。そういうこともありまして、では、1月1日の元旦に出願することにどういう意味があるのかという議論はあるかと思えますけれども、そのところは先願主義という制度の趣旨に鑑みまして、365日稼働させております。

○平石委員 1秒でも早くという必要性があるということですね。

○説明者 余談になってしまいますが、商標で言いますと、同日付で出願がなされた場合には、もちろんサーバーで受け付けたときにはどちらが先でどちらが後と区別できるんですけども、同日のものは抽せんした上で先願の地位を決めるということも、規定させていただいています。どちらが先に出したのかということは重要なポイントになり得るということで、御理解賜ればと存じます。

○平石委員 ということで365日運用の必要性があると。

○説明者 そのように考えてございます。

○山谷座長 いささか予定の時間をオーバーしておりますので、もし、またほかに御質問その他ございましたら、メール等をお願いいたします。

それでは、皆様にいただいた御意見を踏まえまして、知的財産政策室及び政策評価広報課の関係課室におかれましては、平成29年度に特許庁が達成すべき目標の取りまとめをお願いいたします。特許庁及び知財室はこれで退席となります。どうもありがとうございました。

(説明者退席)

次に、議題の2、その他でございます。政策評価基本計画、目標管理型の政策評価の改善方策及びEBPMについて、政策評価広報課より御説明をお願いいたします。

○説明者(鍋島政策企画委員) それでは、資料5を開いていただければと思います。

資料5は、政策評価基本計画についての資料でございます。これは昨年9月7日にこの場におきましても意見をいただいたところでございます。その後省内で議論を重ねまして、12月19日に、本件につきました決裁の上、公表しております。本日は、その基本計画につきまして内容を御紹介いたします。

まず、この政策評価基本計画ですが、次のページ1を御覧いただければと思います。政策評価法に基づきまして、目標管理型の政策評価を行うということで定められています。一番上の水色の部分に係る政策評価でございます。

次の2ページ目に、政策評価の取組体系と書いております。若干繰り返しになりますが、

法律及び閣議決定された基本方針に基づきまして、経済産業省の政策評価を行う上での指針として策定するものになっております。

3 ページ目を御覧いただきますと、この政策評価基本計画に掲げるべき事項が列挙されております。今回につきましては、これらの事項につきまして特段の修正はいたしませんでした。他方で、この政策評価を行う上での施策の体系につきまして、今回見直しを行っております。

4 ページ目が、現在、平成28年度までの基本計画における政策体系になります。現在は27 施策におきまして政策評価を行っております。

5 ページ目が、新しい基本計画において修正をしたところでございます。幾つか修正を行っておりますので、御報告いたします。まず、前回9月7日の議論の際にも御紹介いたしましたけれども、経済産業省内で組織変更が行われるということがございまして、サービスと流通・物流、この2つの施策につきまして、組織変更でこれらが合体するということを踏まえまして、政策評価体系においても、サービスということで一本化いたしました。それが最も大きな改正点の1つでございます。

その他の変更ですが、黄土色と申しますか、真ん中に、経済成長、産業育成とありますけれども、政策面については、政策の内容より正確にあらわす観点から一部修正をしております。

1の経済成長の中に、技術革新という政策を付けましたけれども、これはイノベーションから技術革新ということで、今までは政策の範囲は少し広がったので、概念が曖昧でしたけれども、ここは技術革新というふうにしております。背景として、ほかの政策の中でもこういうイノベーションを、特にITなどについては追求しているということで、ここは技術革新というふうに関範囲を若干修正しております。

貿易投資のところですが、真ん中ぐらいにあります対内投資と名称が変わっております。これは施策の内容が実質的に対内投資だけに近年限定されてきているということで、海外市場開拓支援という別の隣にある施策との違いをより明確にする観点から修正を行いました。

従来、ITと呼ばれていたものが、今回、2の産業育成の中のサービスの隣にありますデータ利活用という形で名称変更をいたしました。これは後で御説明しますが、右のほうにあるサイバーセキュリティの中に入っていますけれども、このサイバーセキュリティを従来のITの中から分離して別の施策体系といたしました関係で、ここをデータ利活用といたしました。近年、ITの中でもデータ利活用をいかに進めていくかということが重要な政策課題

になっているということも踏まえまして、修正させていただいたものでございます。

大きな項目として、今般、産業セキュリティという項目を策定させていただきました。一番左側に重要技術マネジメントという項目がございます。これは安全保障または産業競争力上重要な技術につきまして、これを特定しながら保護、育成していくというものでございまして、従来はものづくり施策、主に製造局が担っていたものでしたけれども、これを特出しする形で政策体系に位置付けております。

それから、先ほども申し上げましたとおり、ITの中からサイバーセキュリティを分離して明確に位置付けております。

それから、従来、保安・安全という中で、産業保安という政策分野がございましたけれども、ここを産業保安・危機管理というふうにいたしまして、その心は、保安の中でも、特に熊本地震であるとか東日本大震災とか、災害対応が重要になっているという点を勘案しまして、危機管理というふうに明確に位置づけたものでございます。

こうした観点で政策体系を修正しておりまして、6ページ目に、今後の予定と書いております。この基本計画は昨年9月の御議論、その後の省内の検討を踏まえまして、もう既に公表しておりますけれども、4月以降はこの基本計画に従いまして、政策評価を行っていくという形になります。

基本計画についての説明は以上となります。

続きまして、関連いたしまして、資料7-1を御覧いただければと思います。こちらは総務省の政策評価審議会の下に設けられております政策評価制度部会、その中にさらに目標管理型評価ワーキング・グループというワーキング・グループがございまして、これがこの3月に報告書をまとめましたので、この総務省の審議会の議論の結果につきまして、御報告するものです。

この総務省のワーキング・グループにおきましては、この政策評価を見直し、改善するためということで、今年度は特に測定指標の洗練化・高度化について、議論を行ったと承知しております。そこでは、1ページ目の測定指標と施策の目標との因果関係の明確化ということで議論がされております。特にここでは、測定指標数が多過ぎる、若しくは少な過ぎるということが議論されております。

総務省の議論では、次のページにわたって議論が続いておりますけれども、要すれば、余りにもたくさんの目標が設定されているものについては、もう少し数を減らす、若しくは重点的な目標を設定すべきであるということが議論されております。

御紹介までに、省内の政策体系についてどういうふうな指標が設定されているかということですが、先ほど申し上げた保安とか危機管理については、現在9指標が設定されております。新エネ、省エネが7指標、それから6指標のものが2つとなっておりますけれども、総務省のワーキング・グループにおきましては、こういう数の多い指標については、数を絞る、若しくは重点化すべきという指摘をいただいております、これはこの夏の事前分析表の策定において注意していきたいと考えております。

総務省の資料で言いますと、3ページ目あたりから、抽象的な測定指標を設定するのではなくて、より具体的なものを設定すべきということでもありますけれども、これにつきましては、省内の指標についてはおおむね定量的な目標が設定されているので、大体対応できているかと思えます。

駆け足になりますが、最後の4ページ目、アウトプット指標とあわせてアウトカム指標を設定すべきという指摘もいただいておりますけれども、こちらについても、おおむね当省についてはアウトカム指標も設定されているということですので、引き続き総務省の指摘を踏まえて、先ほど申し上げたような指標数の余りにも数が多いものなどについては適正化していこうと思えますし、1つ1つの指標については磨いていきたいと考えております。こういうところも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

駆け足になりますが、資料7-1の説明については以上になります。以上は、2点御報告になります。

ちょっと時間の関係で、あわせてエビデンスに基づく政策立案について御説明できればと考えております。

エビデンスに基づく政策立案につきましては、現在、政府の中でもさまざまな議論が行われておりまして、当省の対応につきまして、この政策評価懇談会において御意見をいただければという趣旨で御紹介するものでございます。

エビデンスに基づく政策立案ですけれども、政策立案は何でも客観的なものに従う、証拠に従うべきだという考えはあろうかと思っておりますけれども、ここで言うエビデンスにつきましては、主に政策効果把握のためのエビデンスを指しております。むしろ政策評価に近い意味でエビデンスという言葉が用いられていると理解しております。

エビデンスの強度については、今でも多くの政策がやっているような、専門家や実務家の先生の意見も集めるということもエビデンスではございますけれども、より強固なエビデンスを収集していこうというのがこのエビデンスに基づく政策立案、EBPMの考え方でござ

いまして、できるだけ定量的な分析、できれば政策と効果の因果関係を立証できるような定量分析に基づくエビデンスを捉えていくことと理解しております。

一方で、こうした政策効果を行っていく上では、大前提としてきちんとした施策の設計がなされていることということが大事だと理解しております、ロジックモデルの策定などについても、このEBPMの前提として取り組まれていることだと理解しております。

諸外国の動向ですが、もともとは、医学分野におけるエビデンスに基づく医療という概念から出てきたものだとして理解しております。英国、米国におきまして、医療政策から始まって90年代以降、ほかの政策分野に適用されていると承知しております。英国、米国では、今でもさまざまな取組みが模索されていると理解しております。

本日御意見をいただきたい事項というところで2点ほどございます。経産省におけるエビデンスに基づく政策立案を推進していくために御意見をいただければと考えております。

まず最初に、どのような分野からEBPMを進めていくべきか。私たちが少し考えておりますのは、全政策について一律に進めていくということは難しい部分もあるのではないかと考えておりますけれども、一部のリーディングケースから進めていかざるを得ないのではないかと考えておりますけれども、このあたりについて御意見をいただければと考えております。

それから、EBPMの推進のためにどのような体制・基盤の整備が必要かということで、私たちが今までの検討で簡単に考えておりますところは、ロジックモデルの策定のノウハウの蓄積、データ基盤の整備、人材育成、外部専門家との連携といった観点が少なくとも必要なかと考えておりますけれども、このあたりについても御意見をいただければ幸いです。

議論に当たって参考にしていただくために、私たちが今、調べてきたこと、考えていることなどを簡単に御説明します。まだまだ固まったものではなく、生煮えのものでございますけれども、御紹介させていただきます。

今年度、政策評価に関して、委託事業を行っております、その中で浮かび上がってきたEBPM推進上の課題ということで、目標設定、エビデンス収集、エビデンス活動、推進体制、この4分野で課題があるのではないかと考えております。

まず目標設定のところでは、省内の各事業につきまして、事業目標、指標の設定が、残念ながらまだ明確・適切でないものがあると考えております。こういうものを効果測定していくのはなかなか大変だということで、前段階としてロジックモデルをきちんとつくっていく。そういうロジックモデルの活用であるとか、そこまでいかなくても、指標設定の

考え方についてより踏み込んだ考え方を明示していくということが必要なのではないかと考えております。

エビデンス収集につきましては、エビデンス収集のための調査設計・データ分析が難しい、あるいはデータの収集が容易ではないということで、分析手法の共有であるとか、調査設計・データ分析における省内組織、外部専門家の活用、執行過程でデータを蓄積する仕組みの構築、行政記録情報の電子化や法人番号の活用といったことが課題となるのではないかと考えております。

エビデンスの活用につきましては、収集したエビデンスを有効に活用していくというプロセスの問題であるとか、どうやってそれを事業の立案・見直しに役立てていくかというところが課題と考えておまして、これはそういう仕組み、政策サイクルをきちんと省内でつくっていくことが課題かと考えております。

推進体制につきましては、何よりもこういう政策評価、EBPMの有効性に対して省内の理解が不足しているのではないかと、あるいは、いざ実際にデータ分析をしようとするときに専門性が必要なのではないかとというところが論点かと考えておまして、全省的な認識の醸成あるいは外部専門家との連携などが課題になるのではないかと考えております。

ロジックモデルについては、政策からどういう過程を経て最終的なアウトカム指標につながっていくかという論理的な因果関係を図示したものがロジックモデルということで承知しております。

ロジックモデルの作成及び活用方法については、事後の効果測定とかいろんな議論の土台になるものですので、関係者で議論を行った上で策定するということが大事だと考えておりますし、それぞれの要素につきまして、計測できるものでないとなかなか政策評価が難しいので、そういうバランスを考えながら策定していくということが大事かと考えております。

エビデンスについては、最も高いレベルのエビデンスということで申し上げますと、施策と効果との間で因果関係を説明できるものが大事かと思っておりますので、相関関係の分析ができているもの、そういう施策自体もなかなかないのが現実かと思っておりますが、相関関係が観察されたものについてもさらに因果関係まで確認するべく分析をしていくということができればと考えております。

いろんな分析方法がありますが、テクニカルなものですので、この場での説明は割愛させていただきます。これも今年度の調査事業の中からまとめられてきたものでございます。

既存の省内の取組みということで2点御紹介させていただきます。省内では今、調査統計

グループにおきまして、統計コンシェルジュ・チームというものが立ち上がっておりまして、統計調査などについていろんな相談、省内ユーザー、省内の政策立案部局から相談が来れば、統計部局の専門チームが支援をするという体制ができ上がっております。

データ基盤の整備という観点では、平成27年からマイナンバーが導入されましたけれども、法人についても法人番号というものが指定されるようになりまして、これにつきまして、省内では「法人インフォメーション」というホームページをつくって、いろんな関連情報を法人番号の中でひもづけて閲覧できるような仕組みをつくろうとしております。その他いろんな情報につきまして、政評課のほうからも、独法あるいは省内関係部署について法人番号をつけるように促しております。将来的にはこういうデータ基盤を使うことがEBPMの推進にも役立つのではないかと考えて、現在推進しているところでございます。

少し駆け足になってしまいましたし、最後のほうは生煮えなところもございますけれども、今こういうふうなことを考えております。先ほど論点ということで申し上げましたけれども、そのあたりにつきまして、御意見をいただければと考えております。

以上、政策評価につきましての基本計画等は御報告でしたけれども、今後の政策評価のあり方、EBPMの2点について御説明させていただきました。御意見をいただければと考えております。

○山谷座長　ありがとうございます。皆さん、御自由に御意見あるいは御質問等お願いいたします。

○平石委員　なかなか難しそうなんですが、でも、Evidence-Based Policy Makingって、今までのKPIをもとにした評価を活用して次のポリシーを作りなさいということですかね。そう理解したんですが。

○説明者　大枠でそのように。

○平石委員　大枠ではそういうことですよ。とすると、まず最初に手をつけるのは、今までのKPIで、これは効果をよくあらわしているねというものがあれば、そこからまずやっていくということではいかがかな。あんまり難しいところから上を狙ってもという感じがしますが、どうですかね。

○石田委員　私も、全く直感的な意見的になりますが、エビデンスシステムを全てのものにとこの考え方はちょっとやはり難しいと思うんですよ。すなわち医療関係とか、非常に正確な情報的な、あるいはデータのものをベースにする必要性の高い分野、そういうところから始め、国としての施策のリーディングケースを限定してつくってから広げていくとい

うのがよいかと個人的、感覚的な意見です。

○山谷座長 エビデンスベース、さっきの政策体系と予算の公表をやって、いずれつながるんですよね。そう来ますよね。2003年ごろの経済財政諮問会議で竹中議員がそういうことを言い始めて、その流れは変わってないので、いずれまたいつか来るなどは思っていたんですけども。そうすると、我々、藤田先生、行政学者はP P B Sを思い出しますよね。1970年ぐらいの話ですが。

それで考えると、今、平石先生、石田先生がおっしゃったように、できるものだけでやったほうがいいんでしょうね。うまくいきそうなもの。それは多分、経済産業省の中であると思うんですよね。

もう1つの、私がもしやれと言われたときに嫌だなと思うのは、例えば都道府県からデータを出してもらわなきゃいけないとか、他省庁のデータを一緒にやらなきゃいけないとか、そういうほかの官庁の政策の影響を受けないものを出してこないと厳しいですよ。経済産業省の中だけで言っても、例えば中小企業政策でやっちゃうと中小企業庁も入ってきますし、独法とか、都道府県単位で言えば商工中金とか、ああいう銀行関係とかいろんなのが入ってくるとややこしいですから、やめたほうがいいですよ。要するに、物すごく手間と時間と人手がかかるのは、実務的にはやめたほうがいいですよ。

それできれいにいった場合には、それを1つの優良モデル事例として出していくというのはありだと思うんですけど。残念なことにこの手の議論を始める方々は昔の経験を余り御存じなくて、昔も美しいものがあって、それで挫折経験があるので、そのところをもう一回勉強していただくというのはありなんだろうと思うんですけども。予算の項と政策体系を一致させるというのは、2003年ごろもやったことがあるんですが、大変でした。何かわからないんですけども、定期的にそういうことを考えられる方が出てくるんですね。

ひょっとしたら、こちらの経済産業省は、場面を限定すればできるかもしれない。いわゆる調整官庁というところは無理ですよ。事業官庁向きではあるんですね。こちらで公共事業的なものがあれば、その部分ではうまくいくかもしれない。要するに、政策評価課がコントロールできるかできないかなんです。

○平石委員 まずは振り返っていただいて、探していただくと、成功事例が必ずあるんじゃないかなと思います。今具体的にこれというのは申せなくて申しわけないんですが。

○矢作課長 何が何でも全部エビデンスだとか何とか、そういう議論には必ずしもななくて、それは当然できるもの、できないものがある中で、できるだけいい政策を作るため

のEBPMという議論にはなってきたてはいますので、また無意味なことを繰り返すということでは必ずしもなく、少しずつ良い方向に話が進んでいるのだと思います。

○山谷座長 前任の小林さんでしたっけ、彼が経産省の中での統計をいろいろ見たら、政策評価のために取っている統計じゃないので、使えないと彼は言ってましたね。そうだろうなと思いましたね。今それを一生懸命改革されようとしているわけですよね。

○矢作課長 その統計改革推進会議というところで、EBPMという議論を扱っているのも、まさに統計と政策がそれぞれ自分勝手に進んでないかという問題意識もあって、おっしゃるような統計とか、統計以外のデータとか、どうやって使っているのか。ここからよく考えないといけない。

○平石委員 今のお話を伺っていると、失敗事例も重要そうですね。

○藤田委員 先生方もおっしゃっているように、できるところからというのが基本だと思うんですね。2012年のイギリスのCivil Service Reform Planの中で、What Works Centerを稼働させるという項目があって、私も一体どういうものだろうと思っていましたが、今回、三菱UFJの報告書などを拝見して、あれも確かに予算を政府として組んだんですけれども、新たなものを作ったのはごくわずかです。それまでに稼働していた組織があって、それをWhat Works Centerということで認定して、予算をつけてやらせるということで、既存のある程度ベースとなる組織がある分野で試験的にそういったデータを創出したり、それを発信するセンターをつくったわけです。ですから、ある程度のデータの蓄積がある分野からまず固めていくべきだと思います。

先ほど山谷先生が1つの手法で完結するような分野から始めるのがよいとおっしゃって、そのとおりだと思いますが、そこである程度の成功をおさめた後は、政策は横断的に広がっていくものでもありますので、ある程度固めてから、その後は連携というのが1つの要素になってくるかと思えますので、連携のことも考えていくのがいいのかなと。初めから省庁横断的にやると、動きがなかなか悪くなることも予想されますので、狭いところから徐々に広げてという方向で行かれるのがいいのかなと思われます。

○山谷座長 ちなみに、平成28年度の調査事業の報告書というのは見せていただけのしょうか。

○説明者 3月末に向けて今まとめているところですので、今日この瞬間はまだ完成してないんですけれども、4月になったらお届けできると思います。

○山谷座長 ぜひよろしくお願いします。非常に興味があります。

では、鍋島さんのお話はもうよろしいですか。

○説明者 はい。

○石田委員 1つだけ。最初のお話で、非常に確認的なんです。イノベーションのところは赤字で技術革新という言葉に特定しましたがけれども、イノベーションは必ずしも技術革新だけではないという今の世論の反対を行っているような印象を受けました。要は、イノベーションの中でも技術革新にポイントを絞ってという認識なんでしょうか。

○説明者 これは当省の中で言うと、産業技術環境局という産総研などを所管する部門の政策を今までのイノベーションの中に書いていまして、先生がおっしゃるとおり、本来的なイノベーションというのはもっと幅が広くて、ITであるとか、そういうものも含めて書くのが正しいと思うんですけれども、そもそもイノベーションの名前のもとで今まで産技局がやろうとしていたことが、ちょっと狭かったということがありますので、そういうことで実態に合わせたという趣旨でございます。

○石田委員 関連しまして、最初のお話の中には、いわゆるビッグデータという概念が1つもないわけです。もちろん政策にはそんなことは今回は対象にしてないんでしょうけれども、我が国としては、ビッグデータという概念を政策としてどういうふうに位置付けていくのかということについては議論の余地はあるんでしょうか。

○説明者 データ利活用という形で、そこでビッグデータについても取り扱えないかと考えているところでございます。ITというところで、ややもすると処理速度を上げてとか、そういう技術革新寄りのところを今まで捉えていたんじゃないかという反省もございまして、今後の商情局は、そういうのはむしろ技術革新であって、データをいかにうまく使って新しいイノベーションを生み出していくかというところにフォーカスを当てていきたいということで、イノベーションテクノロジーじゃなくて、データ利活用に名前を変えた、そういう趣旨でございます。

○石田委員 ちょっと深入りしてしまって申し分けないんですけれども、ビッグデータにいわゆる権利論的に著作権論をうまく整理します的な、国のいろいろな考え方が出てきているんですけれども、私はもっと根本的に、経済政策としてビッグデータというものに対して、どのような理念で、あるいはどのような方向を示しながら政策が取られるべきだと思っているわけです。これは本当に希望的な意見です。

○説明者 そこは担当局ではないので、完全にはお答えできないんですが、利活用が今後の経済成長を決めるというふうな考えで、ちょうど組織がこのような形で見直しも行われて

いるところですので、担当部局に伝えまして、よく考えることだと思っております。

○山谷座長　ビッグデータというのはいろんなところであって、それをうまく利用すると、現実がかなりリアルに見えるんだそうですね。

○石田委員　そうなんですよ。

○山谷座長　この間青森にいたんですけど、新幹線で来る客は増えてないんですけど、何かビッグデータで通信しているのが記録で出てきて、それを見ると、めちゃくちゃ人が来ている。そうすると、役所とか商工会議所が持っているデータは何の役にも立たない。しかし、人間、観光客が物すごく来ている。

○石田委員　それが現実です。

○山谷座長　そこは政策評価、ひょっとしたら、ビッグデータを意識して何か考えられたらおもしろいかもしれないですね。

○矢作課長　産技局なんかから聞いているのは、アメリカが強いIT技術そのもので勝負するというよりは、まさにデータの質で勝負する。ビッグデータ時代になるとデータの質が大事になるので、いかに日本が強い現場のデータ、工場の稼働データとか、自動車の走行データなど、いかに良質なものが得られでいるか。そこで日本は勝負していくんだということで、データの利活用のやり方に今フォーカスを当ててやっていきたいということだと聞いております。

○山谷座長　よろしゅうございますか。

司会の不手際でかなりオーバーしてしまいました。

それでは、以上をもちまして第27回経済産業省政策評価懇談会を終了いたします。本日は活発な御議論ありがとうございました。

——了——